

すことは、有意義なことだと思ふ。社会との関わりを忘れた学問は無味乾燥である。

4. 私がゼミ発表を行なう目的(意義)は何かというと、彼らの人間としての成長である。学園祭で発表を終える頃には、3年生の一人一人が人間として一回りも二回りも大きく成長しているという理由からである。そしてそれぞれが自信を持つようになっていくということである。どうしてそうなるかは、やはり「これだけの大変な作業を乗り越えた結果」としか言いようがないのである。半年で人間が変わるのである。だから私もこりずに毎年やるのだと思ふ。

学園祭の発表が間近になると学生も私も真剣になり、ピリピリしてくる。学生同士、あるいは学生と私との関係、いいところも悪いところも全てさらけ出すことになる。10人前後の学生が共同作業をするわけだから、何かが起こるのが当たり前だ。何も起こらない方が不思議だ。人間と人間との真剣なぶつかりあいである。しかし、最終的には全てを乗り越えている。やはり究極的には学生同士のそ

して学生と私の信頼関係である。そして信頼関係のないところでは何をやっても成功しないだろう。逆に信頼関係があればほとんどの難問はクリアされるのである。

今、大学が、大学の教育が、大学の教員のモラルが、授業が、学生の学力が、学生の授業態度が、等々実に多くの大学に関する諸問題の改革が叫ばれている。そして、文部省はじめ各大学それぞれに改革に着手している。例えば、学部の名前を変えたり、カリキュラムを変えたりと。もちろんそういった努力も一方では大切なことであるが、最も基本的な学生と私たち教員との関係を忘れてはならない。釈迦に説法のように恐縮だが、「教」という漢字は、教える者と学ぶ若い者とが共に交わるという意味らしい。

学生は本当は打ち込める何かを、ワクワクしたい何かを、熱中したい何かを探しているのである。もちろん学生が自ら探し出すことも大切なことであるが、そういうチャンスを作ることは、われわれ先に生まれたという意味での先生が行なう役割ではないだろうか。

研究班報告 2

Policy Studies Group

エレウテリヤーとデーモクラテイヤー

永井健晴

一 二分法と両義性

(Dichotomie und Äquivokation)

“L'homme est né libre, et partout il est dans les fers. Tel se croit le maître des autres, qui ne laisse pas d'être plus esclave qu'eux. Comment ce changement s'est-il fait? Je l'ignore. Qu'est-ce qui peut le rendre légitime? Je crois pouvoir résoudre cette question.”

ジャン・ジャック＝ルソー『社会契約論』冒頭のこのパラグラフは、夙に人口に膾炙している。ホメーロスの叙事詩や古典期アテナイのギリシア悲劇においては、語り起こしの一語が、しばしば全編を貫くライト・モチーフを凝縮して表現している。主著の一つを叙述するにあたって、古典に親炙していたルソーは、どの程度これを意識していたであろうか。いずれにしても、このパラグラフには、政治哲学の核心を成す事柄が、すなわち、自由、

支配、正統(当)化の関連が、的確に表現されているように思われる。だが、その解釈は、一見してそう思われるほど容易ではない。用語にせよ、命題にせよ、コンテクストと立論全体から理解されないかぎり、恣意的な解釈は必至だからである。

まず、上に掲げたパラグラフの第一文に注目してみよう。既存の邦訳ではそこは、「人は生まれながらにして自由であるが、しかしいたるところで鉄鎖につながれている。」(井上幸治訳)(A)あるいは「人間は自由なるものとして生まれた。しかもいたるところで鎖につながれている。」(桑原武夫他訳)(B)と訳されている。第一に、(A)訳では、動詞 naître の過去分詞 né が être libre を修飾する副詞と解され、前文全体が時制に係わらない一般命題とされている。これに対して(B)訳では、複合過去形 être né を、副詞 libre が修飾している。(もちろん être né は、

ラテン語の所謂能相欠如動詞 *nascor* のように、他動詞の状態受動・現在の形とも解しうるであろう。) 第二に、(A) 訳では前文と後文を繋ぐ接続詞が逆接で、(B) 訳では順接で訳されている。

結論的に言えば、いずれの邦訳も、訳文としては可能であろう。訳文の内容がいずれも「人間は自然本性からして自由である。」あるいは「人間を人間たらしめるのは、自由である。」、「だから人間の課題は、その自由を実現することである。」と一応解釈しうるかぎりでは、両訳の相違は文法上の形式に過ぎないからである。だが、そうだとすると、ルソーの言う「自由」とは、そもそも如何なる意味なのであろうか。

「それぞれの個人には平等に自然権として自由や所有についての生得の権利が与えられている。」こうした所謂「自由主義的な」見解は、もちろんホッブズやロックの立論の中に見られるばかりでなく、アメリカの『独立宣言』やフランスの『人間ならびに公民の権利の宣言』の中で、さらにはルソーから決定的な影響を受けたとされる所謂「ジャコバン憲法」の中でさえ、高々と掲げられている。だが、誤解を恐れずに言えば、一般に信じられているのは異なり、所謂「天賦人権」思想は、ルソーとは無縁である。なぜなら、『社会契約論』のルソーに従えば、如何なる「権利」も「自然」に由来するのではなく、黙示的であれ、明示的であれ、何らかの *convention* に基づいている以上、そもそも「自然権」や「天賦人権」という概念は原理的に背理だからである。ホッブズやロック（つまりリベラリズム）の見解とは違って、「自由」は、ルソーにとって、「自然」からせよ、「神」からせよ、実体化された自己完結的＝原子論的な個人に対して、*convention* あるいは「契約」以前に、すでに与えられていることがらではなく、はじめから「いつもすでに」社会的諸関係の中にある諸個人自身が、*conventions* の在り方を自覚的に変更することによって、自発的に創設すべきことだからなのである。

ルソーのこうした見解からすれば、上で引用した第一文の前半の *être libre* と後半の *être dans fers* とは、つまり自由と隷属（強制）とは、ルソーにとって決して単に二律背反的なことではない、と言えるであろう。

このことは、第一文と次の第二文との関連からも言えるであろう。第二文では、「主人は奴隷以上に奴隷である」と述べられているのであるが、この言い方は、一方でかのプラトーン『国家』の「僭主」（テュランノス）についての叙述を、他方でヘーゲル「精神現象学」の所謂「主人と奴隷の弁証法」、マルクス『資本論』の「王と臣下の相互規定」を想起させる。奴隷は、自ら奴隷に甘んじているかぎり、やはり奴隷である。だが、主人は、主人であるために、一方でその奴隷による彼に対する「承認」を必要としながら、他方でその奴隷の「労働」を只管享受しているかぎり、やはりその奴隷の奴隷である。ルソーにとって、主人か奴隷か、という二者択一関係においては、両項どちらも「自由」ではありえない。引き合いに出した古今の古典の用語を使うなら、ルソー的「自由」は、それぞれに固有の潜在的能力としての「徳」（アレテー）を実現せしめるような「相互承認」の関係においてのみ成立しえるのである。

さて、ルソーは、ロックと並んで、平等に自由な人民の「同意」と「参加」に基づく国制という意味での「近代デモクラシー」（もちろん、両者とも用語として「デモクラシー」という言葉を使っていないが）の理論的な創始者と思われている。しかし、これを根拠付ける「自由」概念、ひいては思惟の在り方（発想）については、上で僅かながら垣間見たように、両者の間には決定的とも言える差異がある。周知のように、アイザイア＝バーリンは「自由」概念を、消極的な自由と積極的なそれとに分けているが、必要な変更を加えるなら、前者は、所謂「リベラリズム」の、後者は、これと対比されうる所謂「リパブリカニズム」の基礎を成す概念であり、ルソーの「自由」概念は後者に帰属する、とさしあたりは言えるであろう。バーリンは後者の意義を認めながらも、それが全体主義への転化の現実的可能性をチェックできないかぎり、前者に与している。だが、このような二者択一は、そもそも理論的にも実践的にも、妥当しうるであろうか。

自然言語（日常語）の含意は時処によって変りうるし、術語のそれさえコンテクストによって変りうる。「自由」や、これと関連する「市民」、「民主制」といった概念は、古典古代以来用いられ、現代でもやはり政治

哲学の最も基本的なカテゴリーであるが、近現代のデモクラシー論が提起する問題の所在について原理的に問おうとするなら、これらの概念のコノテーションの可変性に、目を閉ざすことはできないであろう。

たしかに、近現代においては、通常、自由は、伝統的な共同体の桎梏からの解放を、さらにはあらゆる強制の解除を、つまりバーリンの言う否定的・消極的な自由を意味している。しかし、ギリシア語の *ἐλευθερία*、ラテン語系の *libertas*、*liberty*、あるいはゲルマン語系の *Freiheit*、*freedom* は、歴史を遡り、語源的に見るなら、おそらく、むしろ逆の事態を含意する〈帰属集団の内にある〉ということを示しているであろう。いずれにしても、ここでもやはり、問題は、離脱（解放）か内閉（帰属）か、という二者択一ではなく、両者の相互限定的な関係である、ということになる。

ところで、〈自由〉概念の両義性は、〈市民〉や〈国家〉の概念の両（多）義性と連動している。西欧近代の〈市民〉概念は、歴史的にも内容的にもまったく異なる二つの〈市民〉概念のアマルガムである。すなわち、一方の概念 *Bürger*、*bourgeois* は、中世後期の商工業の担い手であった都市住民から、他方の概念 *citoyens*、*citizen* は、古典古代の〈ポリス〉ないし *civitas*、*res publica* の構成員、つまり〈ポリテース〉ないし *civis* から由来している。前者にはさらに、近代初期の独立自営の小生産者層、つまり産業資本家層のイメージが合流する。伝統的〈ゲルマン共同体〉の解体、商品経済の展開とそれに対応する社会的分業の進展、これらを背景に析出される近代的個人は、ホップズ的な欲望の主体であれ、カント的な道徳（あるいは権利と義務）の主体であれ、いずれも同様に抽象的＝形式的な主体という意味を帯びることになり、現実においては否定的な自由を、理念あるいは虚偽意識（イデオロギー）におい

ては肯定的な自由を基礎にしている。

さて、こうした〈自由〉や、〈市民〉概念によって根拠付けられる近現代のデモクラシー概念もまた、その両（多）義性を免れない。古代デモクラティアーに纏わる毀誉褒貶のイメージは、アテナイ民主制に関して記述した二つの古典に由来する。すなわち、一つはトゥキュディデース『戦史』におけるペリクレス国葬演説での格調高いその自賛であり、他はプラトーン『国家』における辛辣なその批判である。近代デモクラシーについての背反するイメージを決定的にしたのは、一方ではジャコバンのテロルであり、他方ではトックヴィルによるアメリカン・デモクラシーへの称賛である。冷戦期においては、当事国双方にとって、デモクラシーは二重の意味でイデオロギーであった。

かつて二十世紀の前半には、大衆デモクラシー論が、ウェーバー、ミヘルス、シュミット、シュンペーターなどによって展開されたが、これらはいずれも、それぞれ別の意味において、エリート主義的であった。二十世紀末、冷戦後の現在、行政・福祉・給付国家の枠の中でより巨大化・複雑化した大衆・消費・管理社会の諸条件の下で、原理、制度、運動としてのデモクラシーが再び新に問い直されている。例えば、ハーバーマスは、アメリカにおける自由主義的民主制論と共和主義的それとを組合せ、これを彼の〈討議倫理〉に関する理論で基礎付け、第三の民主制論 (*deliberative Demokratie*) を展開している (Vgl. Habermas, *Die Einbeziehung des Anderen*, Ffm. 1997)。こうした議論の成否は、〈公〉と〈私〉の両項のいずれかを他方に帰着させたり、折衷させたりするのではなく、両項を相互限定関係におくかたちで議論が展開できるか否か、にかかっているであろう。そのためには、既成の解釈枠に囚われないプラトーンやルソーの読み直しが有益であろう。